

W T O ・ 知的財産権協定の途上国への影響 — インドの事例 —

加藤 暁子

1. 問題の所在

世界貿易機関 (World Trade Organization、以下 WTO)⁽¹⁾ は、「関税と貿易に関する一般協定」(GATT) を包含する国際機関として、1995年1月1日に設立された。その設立協定は基本協定 (WTO 協定)⁽²⁾ と4つの附属書からなり、⁽³⁾ 附属書では物品から知的財産権、サービスに及ぶ広範な貿易ルール、また WTO 共通の紛争解決手続き及び「貿易政策検討制度」が規定されている。その附属書の1つ (1C) が、知的所有権⁽⁴⁾ の貿易関連の側面に関する協定 (Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights、以下 TRIPs) である。TRIPsは、初めて知的財産権を国際貿易の対象として明確に位置づけた協定である。

知的財産権に関しては19世紀以来、工業所有権に関するパリ条約、著作権に関するベルヌ条約を中心に多くの多国間条約が締結されてきた。これらの条約は、世界知的所有権機関 (World Intellectual Property Organization、以下 WIPO) の管轄の下に、TRIPs 発効後も有効である。しかしこれらの条約は、内国民待遇を相互に認めて国際通商における利便性を確保することが主目的であり、加盟国は、加盟にあたって大幅な留保を付すことが許され、また知的財産権の具体的な権利内容を国内法で定める全面的な権限を有した。さらに、途上国を中心にこれらの条約に加盟しない国も多い。そのため、知的財産権の国際的な保護は、その分野や水準において不統一、不十分であった。権利の侵害に際して有効な国内救済策を備える義務が課されず、国家間紛争に関する有効な解決手段がないという問題もあった。

一方で、TRIPs は、幅広くかつ高い保護水準と執行手続き及び紛争解決手続きを包括的に規定して、こうした問題を解決するものである。しかし TRIPs の意義と機能はそれに留まらない。本稿で検討するように、WTO は国家に条約上の義務を遵守させる様々な措置（履行確保措置）を備えており、TRIPs の WTO 組み入れにより、TRIPs 上の義務もそうした措置の対象になる。さらに TRIPs もまた独自の履行確保措置を備えている。これらの措置の相乗作用により、国家に知的財産権を保護させる強力な効果を持つ、国際社会における個人の財産権¹⁵⁾の保護制度を形成した点でも、TRIPs は新しいのである。

しかし TRIPs は今後、電子取引、バイオテクノロジー等の先端技術分野をカバーする必要がある。またその解釈も、インドの医薬品、農業用化学製品の特許に関する事例（WTO, Sept. 1997 ; WTO, Dec. 1997）で示されたように多くの未確定な部分があり、一層の明確化が必要である。¹⁶⁾ さらに、TRIPs が加盟国、特に途上国に与える影響を詳細に検討し、必要な場合に条文の修正を行うことも重要な課題である。当然ながら TRIPs は、例えば米国が知的財産権の保護制度に問題ありとみなした国家に対して米国通商法を適用して一方的な対抗措置を採る行為を協定上の義務違反とするなど、先進国に与える影響も大きい。しかし、多くの途上国はそもそも知的財産権を個人の財産権、私権として認めず、権利の制限を大きく可能にする傾向が強く、保護の範囲及び水準が概して不十分であると先進国から指摘されていた。そして知的財産権が WTO の前身 GATT のウルグアイ・ラウンドの交渉項目に含められたのは、こうした知的財産権の不十分な保護の下で生じた、国際貿易における「不正」商品（counterfeit goods）の大量流通をなくす必要からであった。このため、WTO 及び TRIPs への加盟によって、途上国は国内法上の影響をより大きく受けるのである。

そこで本稿では、この協定がその適用を通じて国家、特に途上国にどのような影響を及ぼしているのかを、インドを具体的な事例として分析する。インドは、独立以来、財産の一定の社会化と私有財産制とを並立させて経済成長及び社会的公正の実現を目指す自立型の混合経済体制を採った。その下で、独自の

知的財産権の保護制度を作り、これを技術移転の推進や国内産業の成長、自給体制の整備を図る一手段にした。こうしたインドの政策とそこから生み出された医薬品産業等の発展は、同様に第二次世界大戦後に独立し、低開発と貧困に苦しむ他の途上国に影響を与え、モデルとされた。その後もインドは一貫して、途上国の利益を代表するオピニオン・リーダーである。近年、途上国間の経済格差の広がりと共にそれに伴う利害の多様化により、国際社会で途上国がその利益実現に向けて集团的に行動することの難しさが指摘される中でも、インドは、GATT ウルグアイ・ラウンドを始め様々な国際的なフォーラムにおいてリーダーシップを発揮している。

しかし他方インド経済は、政府主導の行き過ぎや重工業産業偏重の傾向が生じ、ことに80年代終わり以降、湾岸戦争を直接的な契機とする外貨準備の減少や対外債務の拡大により危機的な状況に陥る。その打開策としてインドはIMF、世銀から融資を受け、同時に、融資条件（コンディショナリティ）を満たすために、独立以来の方向性を大幅転換する経済の安定化自由化政策を1991年7月に導入した。¹⁷⁾ その徹底した実施ぶりと経済再建の効果は高く評価されている（Chopra, 1995 及び IMF, 1996）。その中でインドは、IMF、世銀と並んで経済自由化による世界的な市場の統合の一翼を担う WTO、TRIPs に加盟し、その義務を履行する中で、途上国の知的財産権制度の象徴といえるその制度を変えてきている。

こうして、その憲法、知的財産権法の理念と TRIPs の理念との同化を迫られる中で、インドは WTO、TRIPs とどのような関係を構築しようとしているのだろうか。以下では、まず WTO、TRIPs の履行確保措置を検討する。次に、インドの法制度及び実行を、知的財産権と一般的な財産権の関係に留意しつつ検討する中で、WTO、TRIPs の履行確保措置の影響と、その課題、問題点を分析する。

2. WTO、TRIPs の履行確保に関するメカニズム

2-1 WTO 協定の履行確保の特徴

まず、WTO 加盟国は、附属書の協定上の義務を履行し、国内法体系をそれらに適合させることに合意している（WTO 協定16条 4 項）が、国内法体系への編入方式は定められておらず、国際法における従来からの主権尊重の原則が採られている。

この下で、WTO 協定上の義務の履行は、様々な手段により確保される。まず加盟に際し、従来の GATT（「GATT 1947」）では、国家は GATT 本体に加盟した上で各分野の附属協定を個別選択して加盟できたため、協定毎に加盟国が異なり、貿易ルールが適用面において複雑であった。WTO では、WTO 協定及び多角的貿易協定を一括して取り扱う方式（single-undertaking）が国家に義務づけられ、⁽⁸⁾ 途上国を含め全加盟国が同一ルールの下に置かれる。また加盟希望国は、関税譲許等の条件を満たす必要がある（同12条 1-2 項）。留保は WTO 協定上は一切認められず、多角的貿易協定にはその協定に規定がある場合にその限度で許される（同16条 5 項）。

次に加盟後である。16条 4 項による一般的な協定実施義務の下、各加盟国の義務履行の状況は「貿易政策検討制度」を通じて順次検討される。⁽⁹⁾ そこで義務違反の疑いを持った他の加盟国は、紛争解決手続きを用いることが出来る。手続きにおいて違反が認定された加盟国には、各種の報告義務が課されたり他の加盟国から対抗措置が採られる。これらの事態を未然に避けるよう義務の免除を希望する加盟国は、閣僚理事会に申請を行い承認される必要がある（同 9 条 3-4 項）。

以上のように、WTO は全加盟国に同一の義務を課し、かつその義務の履行を確保する強力な手段を備えている。では WTO への非加盟や脱退は有効な選択肢だろうか。WTO は GATT に比べ、知的財産権やサービスも含むはるかに幅広い対象を扱う。また、現在 WTO の加盟国は135カ国（1999年11月16日現在）、⁽¹⁰⁾ さらに加盟を申請中のロシアや中国など32カ国（1999年 9 月30日現在。WT/GC/

W/100) を含めると、WTO 体制を指向する国家は世界の国家の9割近くを占める。WTO は、設立後5年にして高い普遍性を有し始めており、国家にとってWTO への非加盟や脱退は選択し難いものがある。⁽¹¹⁾ 国内の貿易措置がWTO 協定上の義務に著しく抵触する国家も、まずWTO 体制に加わり、その上で国内の貿易措置の改定若しくはWTO 諸協定の改正⁽¹²⁾ を目指す、という困難な道を選びざるを得ないのが現状である。

2-2 TRIPs の特徴—他の知的財産権諸条約と比較して—

TRIPs は前文に続き、一般規定及び基本原則、特許権や著作権その他知的財産権の各分野にわたる保護規定、民事刑事上の手続き等知的財産権の行使にあたり国家が採るべき措置規定、紛争解決手続き、主に途上国を対象に実施期日の延期を定める経過措置、TRIPs 理事会の任務や改正その他最終規定を含んでいる。

TRIPs は従来の諸条約と比べて、種々の履行確保の手段を具備し、広範で高水準の実体規定を持つという特徴がある。まず、TRIPs により知的財産権は条約上で初めて、その制限に際して補償がなされるべき「私権」(private rights) であると定義された (TRIPs 前文)。他の条約は、国家が知的財産権の具体的な権利内容を定める原則を採用しており、知的財産権の性格には言及していない。

次にTRIPs 1条1項により、その国内適用の方法はWTO 協定と同様、国家の裁量に委ねられる。また加盟国は、TRIPs 上の規定内容が未確定の事項や、TRIPs で扱っていない分野に対して、独自に規制を行うことができる。

しかしTRIPs は独自の、強力な履行確保措置を持っている。まず一般的な履行の義務を1条1項で規定する。また、「原則」として加盟国は、「公衆の健康や栄養」、「社会経済的及び技術的發展に極めて重要な分野における」必要な措置や、「知的所有権の濫用の防止」、「貿易の歪曲」及び「技術移転に悪影響を及ぼす慣行の利用」を防止するために必要な措置を採ることができるが、それはTRIPs に適合する限りで許される (8条1-2項)。次に、留保は他の全加盟国の

同意により認められる(72条)。また加盟国は、TRIPsの履行を監視するTRIPs理事会から政策の検討を受け(68条)、関連法令を同理事会に報告する義務がある(63条1-3項)。

そして、従来になく広範で高水準の実体規定も大きな特徴である。例えば集積回路の配置利用権は保護すべき新たな権利であるが、TRIPsはWIPOの下で未発効であった条約の実体規定に定める保護、つまりそれらを発効させるに等しい保護を35条で義務づける。また従来、多くの国家が「物質」を特許権の対象(特許事由)に含めず、また医薬品や食料等の特定分野の発明に特許を与えず、かつ一般的な保護期間を20年未満にしてきたが、TRIPsは、特許事由が物質(products)か製法(processes)かに関わりなく「すべての技術分野の発明」(27条)は出願日から20年間保護される(33条)と定めた。さらに内国民待遇に加えて初めて最恵国待遇を義務づける(4条)等、TRIPsは、パリ・ベルヌ・プラス・アプローチという、既存条約に上乘せして保護水準を定める手法を採用する。しかもTRIPsの実体規定は最低の保護水準(minimum standard)である(1条1項)。

さらにTRIPsは、民事刑事上の司法手続きや関税当局による国境措置等の執行面における義務を課す。また国家間の紛争において、既存条約は国際司法裁判所(ICJ)への提訴を規定し、同時にその強制管轄権を受諾しないことも可能にしていた(パリ条約28条1-2項、ベルヌ条約33条1-2項)。一方、TRIPs上の紛争はWTO共通の紛争解決手続きで扱われ(64条1項)、加盟国は紛争相手国の協議の要請に誠実に応じる義務があり、また協議で解決しない場合に設置を要請できる小委員会(panel)は、紛争解決機関(以下DSB)において「設置しない」とコンセンサスで決定されない限り設置されるという、強い管轄権が設定されている。

このように、TRIPs加盟により加盟国はその国内制度を大きく変える必要がある。そのため、TRIPsは、まずWTO協定発効から1年目(1996年1月1日)を加盟国の履行義務発生日にした(65条1-4項及び66条1項)上で、加盟国の状

況に応じてその期日を先送りする経過措置 (transitional arrangements) を設定している。開発途上加盟国、及び市場自由経済への移行過程にあり知的財産権の国内制度を改変中の加盟国には4年 (協定発効から5年)、開発途上加盟国でかつ物質特許を新たな分野に認める義務を負う加盟国にはさらに5年 (同10年)、後発開発途上加盟国には10年 (同11年) の先送りが認められる。⁴³⁾

しかしここで、経過措置の期間中でも、加盟と同時に履行が求められる特別な義務として、途上国は医薬品及び農業用化学製品の特許保護を先送りできるが、加盟後はそれらの特許の出願を受理し、排他的販売権 (exclusive marketing rights) を与えるという義務 (70条 8-9 項)、内国民待遇と最恵国待遇を与える義務 (65条 1-4 項、66条 1 項)、経過措置中の国内法変更において保護内容を後退させない義務 (65条 5 項)⁴⁴⁾ がある。

以上の TRIPs の特徴が WTO 協定の特徴と重なる時、TRIPs は、国家の主権を尊重しつつ、協定全体への加盟と義務の履行を国家に強力に求める条約であると評価できる。次に、TRIPs が以上の特徴ある規定の適用によって、実際どのような影響を国家に及ぼしているか、インドを例に検討する。

3. TRIPs が途上国に与える影響 —インドを事例として—

3-1 インドの法体系と条約の編入

インドは、成文法として憲法及び諸法律を制定し、それを英国コモン・ローで補佐する法体系をとっている。また連邦制を採り (憲法 1 条)、地方自治を尊重する (同40条) ため、地方裁判所はインド古来の又は地方独自の成文法、慣習法を適用する場合がある (Gutterman, 1997, pp.378-9. Matharoo, 1997, pp.165-6)。

次に、条約締結権をもつ大統領が署名した条約は、国内法上の法案に変形され、条約実施に関する国内法制定の排他的権限を持つ連邦議会の議決による承認を受けて、国内法体系に編入される (同53条 1 項、73条 1 項、246条、253条)。

3-2 憲法における財産権の変遷

現行インド憲法は、1949年11月26日に制憲議会で可決され、1950年1月26日に施行された。世界で最も長文の成文憲法と言われ、さらにその改正も1994年8月までに76回を数える（孝忠、1995年）。中でも財産権規定は、「これほど政府と国民の間で争われた基本的人権もない」と評されるような変転を経てきている（Mehta, 1990, p.386）。

財産権に関する条項は、まず制定時の憲法の第3編に収められた19条1項f及び31条がある。従来第3編に定める基本的人権を国家が立法により制限することは許されなかった（13条）。またインド国民は、基本的人権の権利内容の実現のために最高裁判所に提訴することを認められている（32条）。その下で「自由権」と題する19条のf項「財産を取得し、所有し、処分すること（to acquire, hold and dispose of property）」に基づき、インド国民に財産権が認められる。さらに31条1項「財産に関する権利」は「何人も法律の根拠によらなければその財産を奪われない。」と定める。続く2項は、全ての財産は、それが強制的な取得・収用の対象にされる場合に、それらの措置が公的な目的を持ち、所有者に補償を受ける権利が保障され、補償額や原則、手法が法で定められていない限り、そうした措置を受けない、と述べる。

しかし同法の施行後、国家が土地政策などを実施するに当たり財産権の規制を可能にするために、財産権保障の例外規定を設ける形で、財産権を形骸化する傾向が強まった（31条A～D項）。また土地の収用の正当性が争われた1967年のゴラク・ナート事件において、最高裁が、基本的人権を制限する権限を国会に認めず、財産の強制的な取得、収用に際しての「妥当な補償」支払いの原則を確認したことに国民が反発し、財産権は基本的人権とすべきでないという運動が起こる。結局、国会は、1971年第24次及び1972年第25次改正を通じて、一定の条件下で基本的人権を制限する権限を与えられた（孝忠、1988年、244頁。安田、1978年、114-26頁）。こうした改正を経る中で、財産権を基本的人権として扱うこと自体に疑問が生じてくる。ついには1978年第44次改正で19条1項f及

び31条は削除され、かわりに第12編「財政、財産、契約及び訴訟」に、旧31条1項と全く同文の、第4章「財産権」第300A条が挿入された。つまり財産権は基本的人権から通常の権利 (ordinary rights) に移行し、しかも強制的な取得・収用に際して補償を受ける権利が憲法上保障されないことになった。¹⁵⁾ これらの規定は、インドの経済政策が80年代終わり以降に大きく変動しているもとでも依然改正されておらず、インドの姿勢に変わりはない。

3-3 インドにおける知的財産権の政策及び法制度と、WTO加盟による変化

3-3-1 知的財産権に関する国家間関係

知的財産権、外国との貿易に関する立法は、連邦議会の専権事項である (憲法246条)。¹⁶⁾ インドは TRIPs 以前に、知的財産権に関して、国内では政府の裁量が大い独自の制度を構築しながら、国家間では、知的財産権の分野によって大きく異なる対応をとっていた。著作権に関しては、1928年4月1日にベルヌ条約に加盟し、¹⁷⁾ 関連多国間条約にも加盟している。しかし、それ以外の分野の多国間条約に全く加盟せず、¹⁸⁾ その下で特許権や商標権等に関して二国間協定に基づく相互保護を行った (Adelman, 1996, pp.522-3 ; Gutterman, 1997, p.379)。これはインドがことに特許権に関する従来の国際制度に納得せず、1970年代以降、他の途上国と共にこれを改変する試みを進めたためである。

一般に工業化の過程にある諸国は、国家の追いつき戦略 (catch-up strategies) の一部として、外国人が所有する知的財産に関して、権利として保護する範囲を制限する政策をとる。この追いつき戦略自体は19世紀に、また一部の分野ではごく最近まで、現在の先進国も採ってきたことが知られている。そこから当時、途上国は、自国にも外国から技術移転を進め知的財産を活用する権利があると主張し (Correa and Yusuf, 1998, p.4)、知的財産権を各国家の主権事項に留めておこうと努めるとともに、知的財産権の国際制度における途上国対象の特恵措置を求めた。一方、先進国も知的財産権の国際制度を改革するよう主張したが、その根拠は、既存の条約に、国内の司法・行政機関における権利の執行

に関する詳細なルール、及び強制力のある効果的な国家間紛争の解決メカニズムが欠如していること、さらに、コンピュータ化やデジタル技術、バイオテクノロジー等の新たな技術への対応の必要性であった (Gervais, 1998, p.10)。この対立の焦点は、国益としての知的財産権に対する見解の相違にあった。知的財産権は、先進国にすれば他の可視的な財産権と同様に保護されるべき私権、途上国にとっては経済的発展の促進のために用いられるべき公共財 (a public good) であった (Stewart, 1993, p.2255)。

その中でインドは、パリ条約の第7次改正を非加盟国ながら主張してその契機をつくった。国内で強力な政府権限を認める1970年特許法 (後述) を制定したこの時期、インドは、自国がパリ条約に加盟するためには、同条約における、公益、さらにそれを確保する政府の権限と、特許権所有者の私権とのバランスを、より前者を認めるように改正する必要があると考えた。また同時に行われていたUNCTAD (United Nations Conference on Trade and Development) における技術移転に関する協定 (Code of Conduct on Technology Transfer) の交渉も途上国が主導しており、パリ条約の改正論議に影響を与えた。しかし二つの交渉は、前述の途上国と先進国の見解の相違を埋めることなく打ち切られた。⁽¹⁹⁾ 他方、ベルヌ条約は途上国の主張を容れて、国連総会の慣行により途上国と認められた国家に、外国人が著作権を有する作品に関する教育研究目的での複製又は翻訳について、自国民に無償の実施権の付与権限を認めた附属書を追加する、1971年改正案が成立している (Carlos and Yusuf, 1998, p.5)。

さらにインドは、GATT ウルグアイ・ラウンドにおいて途上国のリーダーとして、TRIPs を名実ともに「不正」商品問題を扱う内容に留めようと主張した国である。⁽²⁰⁾ インドは1948年にGATTに加盟し、またWTOには、協定発効日までに「GATT 1947」に加盟し、同協定を受諾し、関税譲許表とサービスに関する約束表を提出した原加盟国 (同11条) として加盟した。GATTにおいて「不正」商品問題への対応は先進国を中心に70年代終わりから始まり、1987年の東京ラウンドでは米国、ECが協定案を提案した (未採択)。インドはまず、

1982年の閣僚会議で、GATT は知的財産権を扱う法的権限を持たず、「不正」商品問題は WIPO の管轄権に属すると主張した。交渉項目に知的財産権が含まれた後も、例えば1989年7月の TRIPs 交渉会議では、交渉はあくまで知的財産権が国際貿易を阻害する場合に限り、その範囲で行われるべきだと述べると同時に、特許と商標に関する途上国への特惠待遇の必要性、途上国が経済発展及び公衆の必要性に応じた国内立法の自由を留保される必要性を主張した。さらに、知的財産権への最恵国待遇及び内国民待遇の適用にも疑義を示した。その後、WTO 協定が全分野に関する一括取り扱いを原則にしたために、他の途上国が他分野の利益に配慮して TRIPs に関する主張を弱める中、インドは米国と共に、最後まで協定案の修正を求めた。特に医薬品分野における特許の扱いは、先進国が関連業界の圧力を背景に物質特許の容認を求める一方²¹⁾、途上国は、これらの特許事由に含めると特許使用料が薬価を引き上げ、技術移転を阻害するのではないかと懸念する、大きな対立点であった。最終的に先進国は物質特許を認めさせた上、経過措置の適用による物質特許の保護開始の遅延を嫌い、70条8、9項を挿入させた。

では、その WTO、TRIPs への加盟により、インドにおける知的財産権の政策及び法制度は、どう変わろうとしているだろうか。

3-3-2 知的財産権に関する国内法の状況と TRIPs への対応²²⁾

(1) 知的財産権の保護状況

まず、著作権とトレード・シークレットは現在の国内法で TRIPs に対応可能である。トレード・シークレットに関する成文法はないが、国内判例では、化学式から業務管理のノウハウまで多様な対象がトレード・シークレットと認められている。また1957年著作権法を1994年に改正し、著作者の死後60年間に及ぶ保護を認め、コンピュータ・プログラムを著作物に含める等、実体規定が充実した。

また、集積回路の配置利用権、地理的表示、植物品種に対する権利は、従来保護していなかったが、経過措置の期間中をめぐり、新規立法の作業が進んで

いる。

さらに、意匠権、商標権、特許権は、従来から保護しているが、TRIPs 上の義務を履行するために改正が必要である。意匠権は、1911年意匠法があり、原則として5年間（最長15年まで更新可能）の保護を規定するが、TRIPs は原則10年以上の保護を求めている。商標権は、1958年商標及び商号法が存在するが、1993年以降、この分野に関する裁判所判決の内容を取り込み、特にサービス・マークの保護を明記する改正法案が国会に提出されている。

以上の権利は、比較的スムーズに TRIPs の義務履行に向けて進行しており (Watal, 1997, p.2461)、最大の課題は次に見る特許法の改正であった。

(2) WTO、TRIPs 加盟に伴う最大の矛盾—特許法改正

インドは1856年に初めて特許法を制定し、その後独立までに2回の改定を行ったが、その内容は英国法をモデルにしていた。独立後の改正を検討した Tek Chand Committee in 1948 及び Ayyangar Committee in 1957⁽²³⁾ は、国内で取得される特許の圧倒的多数が外国籍の私人により取得され、⁽²⁴⁾ また取得された特許が、製造コストが割高になるインド国内では実施されず、輸入が行われている実態を解明した。委員会は、こうした特許が国内市場の独占的コントロールの手段になり、インドにおける発明の奨励という法の目的は達成されていないと結論した。さらに、1930年代にボンベイ市で強力な伝染病が流行した際、その治療薬の特許権者がライセンスを認めず、国内生産が出来ずに多数の犠牲者を出した経験から、インド国民の間で、緊急時は政府に特許制度の運用を委ねよという世論が高まっていた。またインドが構築していた政府主導の混合経済を実現するという目的の前に、特許権の制限も正当化されるという主張もあった (アジア経済研究所、1972年、17頁)。こうした中で1970年特許法 (The Patents Act, 1970) は制定された。

同法の特徴は、以下のように政府が財産権を大幅に制限することを可能にしている点であるが、これは TRIPs の実体規定と根本的に相容れないものである。第一に科学的原理の発見や、人、動物、植物の治療上の方法など、9項目の不

特許事由が掲げられている（3条）。第二にインド政府は、特許権者に補償をせずに特許を使用できる幅広い権限を認められている（99-103条）。第三に、特許権に伴う義務として、国内における特許の実施が含まれている。²⁵ 第四に、特許権者が実施義務に違反した場合に実施を確保するために、強力な強制実施権（compulsory licences）（84条）及び特許の取消（revocation）（89条）が設定された。²⁶ TRIPs はそもそも「強制実施権」の語さえ用いていないが、その31条において強制実施権を指す権限を発動するために、パリ条約の5条A項に比べてはるかに厳しい条件を満たさなければならない。第五に、TRIPs で一切認められない、分野による特別規定が、食品、医薬品、化学的方法により製造される物質について設けられた。まずこれらには物質特許を認めず、製法に関する特許のみを認める（2条1項）。しかも出願する製法はただ一つに特定されなければならない（10条5項）、利用可能な製法が複数ある場合でも、出願されたもの以外は保護を受けないので、他者はそれらを国内で自由に使用できる。また通常の特許は出願日から14年間保護されるが、この分野については「調印（sealing）の日から5年間、あるいは出願の提出日から7年間のうち、短い方」とされた（53条）。さらに調印日から3年経過後は誰でも特許権者からライセンスを得る資格を持ち、取得にあたり支払う報酬の上限も法で定めるという実施許諾用意（licence of right）（86-8条）の制度も備える。こうした特徴に対して、憲法の財産権規定との矛盾や、特許制度の土台、私有財産制の原則への影響が指摘されたが、むしろ後年、憲法の財産権規定が変更されたのは前述のとおりである。

特許権はTRIPs の義務履行における最大の矛盾になった。インドはまず大統領令²⁷（The Patent (Amendment) Ordinance, 1994）をWTO協定発効日直前の1994年12月31日に発して1970年法を修正した。法令は、医薬品分野の物質特許の承認、TRIPs 70条9項に定める排他的販売権（以下EMR）の付与体制の整備、輸入によりインド国内における特許の実施とみなす等の点で1970年法を修正したが（山名、1999年、48頁）、経過措置中に必要最小限な修正に留まり、1970年法の主要な特徴の多くは残された。法令を定着させる1995年特許法案（The

Patents (Amendment) Bill, 1995) はしかし、下院 (Lok Sabha) を1995年3月21日に通過し、上院 (Rajya Sabha) の委員会で審議している最中に、下院の解散により廃案になり、続いて法令も3月26日に失効した。その後の事態の推移は、WTO、TRIPs の履行確保措置を通じた国内制度の変化を象徴している。

3-4 WTO の履行確保の手段におけるインドの知的財産権制度の評価

3-4-1 インドから TRIPs 理事会への報告

加盟国は、国内法の改正から知的財産権を管轄する国内当局の連絡先に至るまで、様々な事項を TRIPs 理事会に報告する義務がある。しかしインドからの報告は、1994年の大統領令発令に関する報告 (WTO/IP/N/1/IND/1) と、同理事会を通じて、EC 及び米国に対し、商標権、意匠権、地理的表示に関する規定を問い合わせた質問状 (WTO/IP/C/W/54) にとどまり、インドからのコンタクトは他国と比べても極めて少ない。

3-4-2 WTO 紛争解決手続きにおけるインドの特許制度に対する認定

米国及び EC は、前述のようにインドが特許法を改正していないため、インドが医薬品及び農業化学製品に関する特許の出願体制 (TRIPs 70条8項) 及び排他的販売権 (EMR) の付与体制 (同条9項) を採らず、義務を履行していないと認識し、インドに協議を要請した。しかし合意に至らなかったため、小委員会の設置を要請した (WT/DS50/1-4; WT/DS79/1)。

抗弁においてインドは、既にこの分野における特許出願の受理は行っており、また EMR の付与を求める出願がまだないため付与体制の確立は義務づけられない、従って義務違反はないと主張した。小委員会は70条8項について、インドが立法措置でなく大統領令という行政措置により受理体制を採ったことは違反を構成しないが、法案及び大統領令の失効により、出願後の適切な取り扱いが出願者に対して保障されない等、法的に不安定な状態が生じており、これが違反を構成すると認定した。また70条9項について、EMR の付与権限を持つ当局を協定発効以降に設定していないことが違反を構成すると認定した。認定を不

服としたインドは、上級委員会（appellate body）の設置を求めた。しかし上級委員会は小委員会の認定の主要部分を認める認定を下し、これはDSBで1998年1月16日に採択された（WT/DS50/9）。これを受けてインドは米国と協議を行い、義務履行の期限を1999年4月19日に設定した（WT/DS50/10）。

その後インドは、1999年1月8日に再び大統領令（The Patents（Amendment）Ordinance, 1998）を発令し、また同年2月に国会に提出した1998年（改正）特許法案を両院で可決した（WT/DS50/10/Add.1-4）。同法は、1994年法案の内容に加え、TRIPs 72条の、加盟国が国家の安全保障上必要な措置をとれるという例外規定をほぼそのまま取り入れた8条を新たに追加している。インドは同法の成立を1999年4月DSBに報告し、これをもって紛争は解決した。

3-4-3 「貿易政策検討制度」における政策検討

インドは、DSBで上級委員会の認定が採択されて間もない1998年4月16～17日に、同制度において政策の検討を受けた。そこで提出されたWTO事務局の報告は、IMF、世銀のコンディショナリティを実施するために1990年代にインドが進めてきた、市場開放に伴う国内経済秩序の改革を評価している。また、著作権法の1994年改正や、経過措置の期間を有効に使うとするインドの姿勢、前記のDSBにおける認定の採択に言及した。これと同時に提出されたインドの報告は、インドはWTO体制の多国間アプローチを指向し、同時に途上国の発展を可能にする貿易体制の樹立を求めていくと表明した。しかし知的財産権に関しては、「インドの公約」の項で、インドに経過措置が認められていることを確認し、著作権法の改正を述べるに留まる（WTO/PRESS/TPRB/71）。

ここでの検討結果をまとめた議事録（WTO/PRESS/TPRB/73）によると、数カ国の代表がインドに対し、知的財産権の保護をより充実させ、義務履行に向けて国内法を整備するタイムテーブルを示すよう求めた。これに答えてインド側は、途上国に経過措置が認められていることを強調している。

3-4-4 その他

インドはこれまでTRIPs上の義務免除を申請していない。またTRIPs理事会

による政策検討は、インドが経過措置中のため、まだ実施されていない。

3-5 インドに見る TRIPs が途上国に与える影響

インドは、特許法を改正し、TRIPs に続いてパリ条約と特許協力条約 (Patent Cooperation Treaty、以下 PCT)⁽²⁸⁾ に1998年12月に加盟した。⁽²⁹⁾ このように、インドは TRIPs 加盟を契機に、対象国を取捨選択しつつ二国間条約で相互の権利保護を行ってきた対外政策を大きく転換している。IMF、世銀の融資を契機に自由化を促進するインドは、今後は知的財産権に関しても多国間条約の網に加わり、技術的な国際競争に臨むことになる。ここには、TRIPs が加盟国の国内市場を世界市場に結合し融合する推進力の一つになっている実態を見ることができる。

しかし、さらに進んで、インドが、政府の強力な主導の下で知的財産権を産業育成政策の一環に位置づけてきた政策をも転換したといえるかは、今後の推移をさらに検討すべきであろう。インド国内にはなお WTO 脱退を唱える強硬論もあり、TRIPs への反発がその論拠の一つにもなっている。しかし主要な論調は、脱退は理論上あり得ても、インドにとっての国際貿易及び WTO がそこで果たしている役割の重要性や、WTO 加盟に当たり中国やロシアが直面している苦難を考えれば、脱退の選択は相当に困難だ、というものである (例えば Watal, 1997, p.2461)。そこで、むしろインドは現在、途上国の一員さらにリーダーとして、自国の制度の修正を最小限に抑えながら、逆に WTO、TRIPs を修正しようとしている。国内で盛んなそうした方向性の議論 (例えば Prasad, 1999, pp.8-12) を下敷きにして、インドの発言は活発である。例えば、1999年11~12月の WTO 第3回閣僚理事会に向け、加盟国から膨大な議題が提案された。インドも5つの提案を行っているが、⁽³⁰⁾ その中で TRIPs に関し、①地理的表示の保護において、ワイン及びスピリッツ以外の産品も対象に含める、②動植物の遺伝子資源を特許事由に含めず、遺伝子資源への自由なアクセスの権利を認める国連生物多様性条約 (UN Convention on Biological Diversity) と TRIPs の整合性を持たせる、

³³¹ ③ GATT 23条 (b) (c) のいわゆる非侵害申し立てを TRIPs 上の紛争に適用しない旨を明確にする、と提案した。また技術移転に関しても独自の提案を行い、TRIPs の目的及び原則 (7、8 条) や、途上国向けの技術移転が促進されるように先進国が自国内でインセンティブをもたらす措置を講ずる義務 (66条 2 項) に関して、これらの規定を強制力のある実効的機能的なものに修正すべきだと提案する。その際、技術のコントロールや使用は発明及び知識の共有を促進するのか、異なる財産権体制を尊重しうるのか等を検討すべきだとする。さらに、関係会議において通産大臣 Murasoli Maran は、インドは WTO を通じた多国間貿易体制を重視し、その強化のために国内市場の一層の開放等の努力を進めるが、TRIPs を含む諸協定に存在する非対称と不平等、途上国向けの特別かつ異なる待遇の規定が十分機能していない等の問題に関して発言を続けると演説した。TRIPs については、協定は、特許所有者の義務よりも権利に重きを置く一方で、地域や共同体が有する生物資源や伝統的知識が使用されているにも関わらずその権利性を認めていないと問題視している (WT/MIN (99)/ST/16)。³³²

もし、インドが医薬品産業等における幼稚産業保護の目的を達成し、TRIPs 加盟に伴い次の発展段階に移行すると理解するにしても、世界の産業の発展が均等でない以上、インドが1930年代に経験した伝染病に関する医薬品特許のような、知的財産権の所有者と利用者さらに公衆の利益の間の、権利義務のバランスのあり方という問題は今後とも生じてくる。³³³ その際、TRIPs の規範とその例外の境界をどう引くか。上記のインド提案以外にも、27条 3 項 (不特許事由に関する主権条項)、GATT 20条の一般的例外の解釈が鍵になるだろう。

インド政府はまた、米国がインドの伝統的な治療法や固有の植物品種を特許事由と認めたことに抗議して訴えを起こすと同時に、口承の伝統的な知識のデータベース化を進めている (Matharoo, 1997, p.186)。このように、インドでは、国家が国際社会における財産権の対象の拡大に影響されて国内の法制度を修正する動きと、さらに、逆に国内で新たな対象を財産権の対象と認め、それに対

する国際的な認知を得ようとする動きとの、相互作用が見られる。その天びんにかけられているのは、現代国際社会における国家の機能である。WTO、TRIPs に加盟した途上国の多くが、その義務履行にあたりインドと同様の困難に直面し、また TRIPs 改正に関しインドと共通点の多い提案を行っている。それらの諸国においても、インドと同様の法制度や政策上の変化、及び国際社会と国内社会との相互作用が進行しているといえる。

4. 結 論

前出の小委員会及び上級委員会の認定では、TRIPs を「WTO 協定の不可分の一部を成しながら、総体的に自己充足的な、独自の地位」を占めると述べ、その解釈適用の基準をウィーン条約法条約31条 1 項及び「GATT 1947」の下で確立された諸原則とした。このように、認定は TRIPs の性格や一部条項の位置づけに関する解釈を初めて示し、その条文分析の厳密さや、国家の主権の尊重といった特徴が指摘されている (Dasgupta, 1999; Watal, 1999; Reichman, 1998)。しかし、TRIPs の解釈自体がまさに今後の課題である。例えば、70条 9 項に基づく EMR は知的財産権において初めて登場した権利概念だが (Watal, 1997, p.2465; 山名, 1998年, 39頁)、その法的性格は起草過程でも今回の認定でも不明なままである (South Centre, 1997, p.68; Correa, 1997, p.438)。³⁵⁾ また、その実施を巡っても、一時的に付与が義務づけられる EMR³⁵⁾ のためにわざわざ特別法を制定せずに、特許法の早期改正をめざす国が自然多くなり、³⁶⁾ 実質的に経過措置の一部が形骸化されているという問題もある。2000年をもって TRIPs 上の経過措置が後発途上国を除いて期限切れになるにもかかわらず、第 3 回閣僚理事会が何ら合意を達成できずに終わった今、この実施問題は緊急に対処が求められよう。

加盟国が今後、例えば EMR のような TRIPs の規定、及びそれがもたらす影響を認識して TRIPs を改正していくために、WTO の紛争事例の蓄積³⁷⁾ や学問的研究による、協定解釈の一層の深化が必要である。その際、TRIPs を WTO 全

体と関連づけた検討が重要になろう。中でも特に、WTO、TRIPs 上の知的財産権をどのような性格ととらえるかが、今後の焦点になろう。TRIPs の影響は、「財産権とは何か」という国家の社会経済体制の構築における一つの根本問題に及び始めている。ここで、一般の財産権、さらに人権との比較を含む規範的論議を行い、知的財産権における個人の所有と公共の利用とのバランスを再考することが必要になる。それとの関わりでいけば、現在、知的財産権を所有する法的主体の多くは法人であり、また本稿で触れたように、地域共同体が有する知的財産の承認を求める動きもある。しかし、WTO 上の法的主体は国家に限られている。³⁸⁾ 国際社会の動向に沿った制度化を目指すならば、TRIPs は WTO における主体の拡張を提起していく可能性をも秘めている。

注

- (1) WTO の最高意思決定機関は閣僚理事会 (Ministerial Conference) で (WTO 協定 4 条 1 項)、同理事会の開催期間以外は、一般理事会 (General Council) が閣僚理事会の任務を代行し、紛争解決手続きを管轄する紛争解決機関 (Dispute Settlement Body、以下 DSB) と、「貿易政策検討制度」で加盟国の政策を検討する貿易政策検討機関 (Trade Policy Review Body) の任務を遂行する (同協定 4 条 2-4 項)。また、附属書 1 A ~ C に各々対応して専門理事会が設けられている。理事の地位は全加盟国に開放され、意思決定に対し途上国も含め各国一票を有する。
- (2) 正式名称は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定 (Marakesh Agreement Establishing the World Trade Organization) である。
- (3) 附属書 1 は、附属書 1 A 「物品の貿易に関する多角的協定」(13 の分野別協定。「GATT 1947」を引き継いだ「GATT 1994」を含む)、1 B 「サービスの貿易に関する一般協定」、1 C 「TRIPs」を含む。附属書 2 は WTO 共通の紛争解決メカニズムを定めた「紛争解決に係る規則及び手続きに関する了解」(以下 DSU)、附属書 3 が「貿易政策検討制度」である。附属書 1 ~ 3 は多国間貿易

協定 (multilateral trade agreement) と総称される。附属書 4 は航空機貿易など 4 協定を含む「複数国間貿易協定」(plurilateral trade agreement) である。

- (4) intellectual property right に関し、民法上の有体物に対する所有権概念 (民法206条) を借用して権利概念を構成してきた日本では、長らく「知的所有権」の訳語が当てられてきた。しかし近年、知的財産を保護する権利は、占有が不可能であり、存続期間が設定されている、また産業の発展という保護目的からも物権法より経済法に近く、人格的要素も含む場合がある、といった特徴を持つことにより、所有権ではなく財産権と考えるべきであるという主張が有力である。このため「知的財産権」の使用が一般的になりつつある (中山、1983年、287-91頁など参照)。本稿も「知的財産権」の語を用いる。ただし、外務省では現在も慣例的に条約や国際機関の名称の定訳に「知的所有権」を用いているため、以下、これらの固有名詞に限り「知的所有権」の語を用いる。
- (5) 知的財産権の権利の対象は無体物であるため、事実上の占有ができない。そのため、他人による競合的な使用が可能である。この不正使用を防ぐため、権利の存続期間が法で定められ、権利公示の手続きが存在する。また知的財産権には、文化的、産業的政策とのかねあいによる権利の不発生、実施・使用の義務、権利の制限といった点で法的に不安定な面が存在し、さらに財産性が変動する点での権利の不安定性、権利範囲の不明確性という特色もある (紋谷、1999年、29-66頁)。各国の法制度は以上のような知的財産権と一般の財産権との違いを反映し、憲法の財産権保護規定の下で、知的財産権を保護する特別法を設けている。
- (6) 協定の解釈権は閣僚理事会と一般理事会に排他的に与えられ (WTO 協定 9 条 2 項)、特に多角的貿易協定の解釈は、各専門理事会の勧告に基づいて両理事会が採択する。紛争解決手続きにおける小委員会及び上級委員会の認定は、加盟国の権利義務の維持と対象協定の解釈の明確化に寄与し (附属書 2、3 条 2 項)、DSB に報告され採択された段階で有権的解釈となる (同附属書、11、

17条)。

- (7) この経過は山崎、1997年やアジア経済研究所、1995年、西口、1990年を参照。
- (8) WTO 協定及び多角的貿易協定は「この協定の不可分の一部を成し、すべての加盟国を拘束」する (WTO 協定 2 条 2 項)。ここから加入、受諾、脱退もその全体に及ぶ。複数国間貿易協定はこの例外である (2 条、12 条、14 条、15 条)。
- (9) 「貿易政策検討制度」は、多角的貿易体制の円滑な機能のために、「個々の加盟国の貿易政策及び貿易慣行の全般並びにこれらが多角的貿易体制の機能に及ぼす影響についての定期的なかつ共同の評価」を行うもので、「協定に基づく特定の義務の実施若しくは紛争解決手続きの基礎となること又は加盟国に新たな政策に関する約束を行うよう要求する」目的は持たない (附属書 3 の A 条 i 項)。しかし、現実には、検討過程において義務違反が明らかになれば、他の加盟国が WTO の紛争解決手続きや二国間関係における何らかの措置の利用に踏み切る可能性もあり、検討の対象国は義務の履行に関して相応の圧力を感じることになろう。
- (10) WTO, *The Organization Members*, 16 Nov. 1999.
<<http://www.wto.org/wto/about/organsn6.htm>>アクセス1999年12月9日。
- (11) 例えば「WTO 脱退は可能性としてはありえるが、それはあらゆる貿易上の権利の喪失を意味する。多国籍企業と先進国が無法に活動する現在の世界では、脱退は経済的な自殺と同じである」という主張がある (MacGrath, 1996, p.403)。
- (12) 改正作業は、いずれかの加盟国又は各専門理事会が閣僚理事会に改正案を提出することで開始される (WTO 協定10条 1-4 項)。
- (13) ブラジルは TRIPs の国内法編入において経過措置を含まない改正法を成立させた。国内裁判所は、経過措置は TRIPs 上は自動的に承認されるが、国内法上でその規定がなければ国内では有効でないため、政府に1995年1月1日以降 TRIPs 上の権利を私人に認めよと命じた (“Brazil - ‘Zeneca’”, 1997)。

- (14) 同様の義務が後発開発途上加盟国に課されるのか、66条は特に規定しない。
- (15) 31条 A ~ C 項は現存する。D 項は削除された(孝忠、1988年、251頁)。
- (16) 立法管轄権は、246条に基づき作成された第 7 付則 (Seventh Schedule) において、①連邦の排他的管轄事項 (Union List)、②州の排他的管轄事項 (State List)、③連邦と州の共通の管轄事項、に分けられる。1976年の第42次憲法改正で、知的財産権が①の49項に、外国との貿易が同41項に追加された (Mehta, 1990, p.355)。
- (17) インドは、ベルヌ条約の最新改正である1971年パリ改正条約の22-38条を1975年 1 月10日に受諾し、その際33条 2 項に基づき ICJ の強制管轄権を受諾しない旨の宣言を行った。また同条約 1-21条を1984年 5 月 6 日に受諾した。
- (18) インドは1999年11月現在、著作権関連の諸条約及び特許権関連のパリ条約と PCT を除き、WIPO 管轄の条約に加盟していない。
- (19) こうした経過は Sell, 1998 (特に Chap. 4) に詳しい。
- (20) 交渉の経過及びインドの対応について、Stewart, 1992, pp.2241-86 ; Gervais, 1997, pp.10-25 ; Correa and Yusuf, 1998, pp.6-10 を参照。
- (21) 例えば、米国の製薬業界団体 Pharmaceutical Research and Manufacturers of America (PhRMA) の会長は、インドは未だ医薬品を適切に保護していないごく一部の、しかし重要な途上国の一つだが、その国内産業は数社が他国の発明を盗用し輸出を行う独占状態にあり、幼稚産業としての保護は最早必要ないと論じた (Bale, Jr., 1996, pp.96-100)。この認識に基づいて PhRMA が米国通商法301条上の調査を求めた結果、米国通商代表部 (USTR) は1996年 7 月 8 日、インドの TRIPs 義務違反を認め、通商法に基づく報復措置も執り得ると発表した (公正貿易センター、1997年、25頁)。米国のインドに対する協議要請はこの発表の 6 日前である。
- (22) この項は以下を参考にした。Gutterman, 1997, pp.379-97 ; UNCTAD, 1996, p.24 ; Matharoo, 1997, pp.172-93 ; アジア経済研究所、1972年、1-36頁。US Gov., Dep. of State, 1996.

- (23) 特に後者の報告書 Shri Justice Ayyangar N. Rajagopala, *Report on the Revision of the Patent Law, Government of India, 1959.* は途上国の特許政策に影響を与えた。
- (24) 1930-1937年にインドで取得された特許の保有者割合は、インド人1に対し外国人8であり、1957年でも1対6である（アジア経済研究所、1972年、6頁）。
- (25) 「(a) 特許権は、発明を奨励し、並びに、発明をインド国内で採算がとれる程度の規模で、かつ不当な遅延がなく、合理的に実行可能な限り実施することを保証するために与えられ、また (b) 特許権者による独占権の享受だけを目的に与えられるものではない」と特許権行使の原則が定められている(83条)。
- (26) 調印日から3年後以降、特許された物品に関する公共の必要性が満たされていない、又は「合理的な価格」で大衆の手に入らないという状況の特許庁長官に申し立てて強制実施権を要求できる。次に、強制実施権の許可日から2年後以降、特許庁長官に対して、同様の条件を理由にして特許の取り消しを請求できる。
- (27) 大統領は、国会の両議会の開会中を除き緊急措置が必要な時に大統領令を発令できる。同令は国会の立法と同じ効力を持つが、国会の両議会に提出されなければならず、かつ議会再開後6週間が経過すると失効する（憲法123条1-2項）。
- (28) 1975年締結、WIPOが管轄する。加盟国国民によるある加盟国への出願が、同日付けの全加盟国における出願として扱われるため、出願人や加盟国特許庁の労力が軽減され、出願の方式や内容が統一される効果がある。さらに加盟国は国際調査機関による先行技術の調査結果（国際予備審査報告）を参考にして手続きを行えるため、審査の労力が軽減される効果もある（紋谷、1999年、222-3頁）。
- (29) インドは、パリ条約の最新改正であるストックホルム改正条約とPCTに、

1998年12月7日に加盟し、ICJの強制管轄権を受諾しない旨の宣言を行った。

- (30) 主題は TRIPs (WT/GC/W/225)、原産地表示 (WT/GC/W/346)、技術移転 (WT/GC/W/352)、GATT 18条に基づく国内産業保護のための関税譲許停止 (WT/GC/W/363)、国際収支バランス保護のための措置 (WT/GC/W/364)。どれも独自の視点でGATT、WTOの規定、解釈を生かしつつ途上国の保護を求めている。
- (31) アフリカグループもこの問題に関し、詳細な提案を行った (WT/GC/W/302)。
- (32) 他に、労働問題のWTOへの取り込みを強く拒否し、市民社会に対する国家政府の責任はWTOに委譲しうるものでも、そうすべきものでもない、等と述べた。なお、南米諸国もインドと同様に、地域の共同体が有する知的財産をTRIPs上の保護対象に加えるよう提案している (WT/GC/W/362)。
- (33) 医薬品特許を巡る同様の事例が、HIV特効薬に関して、南アフリカと米国の対立という形で進行中だという報道がある (朝日新聞1999年7月8日付9面)。
- (34) 少なくともEMRはTRIPs上の特許権とは異なるはずだが、特許権取得に伴う諸権限(28条)とEMRの法的性格との関係が不明なままである。
- (35) EMRは、加盟国が、1995年1月1日以降経過措置が切れるまで、特許法改正により特許事由を物質に拡大する選択肢をとらない場合のみ導入を求められる。
- (36) 実際、トルコやラテンアメリカ、東南アジアの諸国は、EMR導入でなく特許法改正を進めている (Watal, 1997, p.2465; Correa, 1997, pp.441-2)。
- (37) 1999年11月26日現在、TRIPsに関して、小委員会で検討中の事例が3件、協議中が9件、解決済みがインドの事例以外に5件ある。うちインドと同様の医薬品特許に関して、パキスタンの事例 (WT/DS36) は国内法改正により解決し、現在カナダ (WT/DS114) に関し小委員会で検討が進み、アルゼンチン (WT/DS171)、EC (WT/DS153) を対象に協議が行われている。WTO

Secretariat, *Overview of the State-of-play of WTO Disputes*, 26 Nov. 1999.

<<http://www.wto.org/wto/dispute/bulletin.html>>アクセス1999年12月9日。

- (38) Correa は、経過措置の終了に伴い TRIPs が私人の権利義務の請求権の直接的源泉になるかについて、規定は国家に当てられ、かつ義務の不履行に対し請求権を持つのが加盟国の私人でなく他の加盟国であるため、TRIPs は自動執行的でないという (Correa, 1997, p.436)。条約の直接適用可能性と、私人の権利義務の請求権という法主体性の問題が同一に論じられるかを含め、今後の検討課題である。

参考文献

アジア経済研究所編『いまインド経済は—経済自由化の成果と問題点—』（トピックリポート6-01）、アジア経済研究所、1995年。

アジア経済研究所経済協力調査室編『インドの特許法』（経済協力調査資料第22号）、アジア経済研究所、1972年。

阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集』、有信堂高文社、1991年。

外務省経済局『世界貿易機関（WTO）を設立するマラケシュ協定』、日本国際問題研究所、1997年。

国際貿易投資研究所編『「TRIPs 研究会」報告書：各国の知的財産保護制度及び運用の問題点に関する調査分析』、公正貿易センター、1997年。

孝忠延夫「インド憲法の改正—第62次改正（1990年）から第76次改正（1994年）まで—」、『関西大学法学論集』45巻4号、1995年、192-218頁。

同 「インド憲法（一）」、『関西大学法学論集』38巻1号、1988年、242-73頁。

中山信弘「無体財産権」、『岩波基本法学3』、岩波書店、1983年。

紋谷暢男『無体財産権法概論 [第8版]』、有斐閣、1999年。

安田信之「インド憲法における財産権—財産権の変容と国家政策の指導原則—」、大内穂編『インド憲法の基本問題』、アジア経済研究所、1978年。

山名美加「インド特許法と TRIPs 協定—インドにおける協定批判の問題と意義—」、『大阪大学法学論集』48巻6号、1999年、59-84頁。

同 「インド特許法の変遷と多国籍企業：発展途上国への技術移転における「特許制度」の役割」、富士ゼロックス小林節太郎記念基金、1998年。

山崎恭平『インド経済入門—動き出した最後の巨大市場—』、日本評論社、1997年。

Adelman, J. Martin and Baldia, Sonia, "Prospects and Limits of the Patent Provision in the TRIPS Agreement: The Case of India," *Vanderbilt journal of Transnational Law* vol.29 no.3 (1 May 1996), pp.507-33.

Bale, Jr., E. Harvey, "Patent Protection and Pharmaceutical Innovation," *New*

- York University Journal of International Law and Politics* vol.29 no.1-2 (fall 1996 - winter 1997), pp.95-105.
- Blakeney, Michael, *Trade-related Aspects of Intellectual Property Rights: A Concise Guide to the TRIPs Agreement*, Sweet & Maxwell, 1996.
- Chopra, Ajai et al., *India: Economic Reform and Growth*, International Monetary Fund, 1995.
- Correa, M. Carlos, "Implementation of the TRIPs Agreement in Latin America and the Caribbean," *European Intellectual Property Review* vol.19 no.8 (1 Aug. 1997), pp.435-43.
- Correa, M. Carlos and Yusuf, A. Abdulqawi (eds.), *Intellectual Property and International Trade: The TRIPs Agreement*, Kluwer Law International, 1998.
- Dasgupta, Biplab, "Patent Lies and Latent Danger— A Study of the Political Economy of Patent in India," *Economic and Political Weekly* vol.34 no.16-17 (17-24 Apr. 1999), pp.979-93.
- Gervais, Daniel, *The TRIPs Agreement: Drafting History and Analysis*, Sweet & Maxwell, 1998.
- Gutterman, Alan, S. and Anderson, Bentley, J., *Intellectual Property in Global Markets — A Guide for Foreign Lawyers and Managers*, Kluwer Law International, 1997.
- Matharoo, Reena, R., "Intellectual Property and Corporate Culture in India — Comparative and Legal Aspects," Sterling, Adrian (ed.), *Intellectual Property and Market Freedom*, Perspectives on Intellectual Property Series, Sweet & Maxwell, 1997.
- Mehta, S. M., *A Commentary on Indian Constitutional Law*, 2nd ed., Deep & Deep Publications, 1990.
- McGrath, Michelle, "The Patent Provisions in TRIPs: Protecting Reasonable Remuneration for Services Rendered — or the Latest Development in Western

- Colonialism?" *European Intellectual Property Review* vol.18 no.7 (1996), pp.398-403.
- Prasad, H. Ashok Chandra, *WTO Negotiations: Some Important Issues and Strategies for India - Selected Policy Papers* -, WTO and Regional Trade Series, Sjay Verma Commonwealth Pulishers, 1999.
- Reichman, H. Jerome, "Securing Compliance with the TRIPs Agreement after US v. India," *Journal of International Economic Law* vol.1 no.4 (Dec. 1998), pp.585-601.
- Sell, Susan K., *Power and Ideas: North-South politics of intellectual property and antitrust*, SUNY series in global politics, State University of New York, 1998.
- South Centre, *The TRIPs Agreement: a guide for the South; the Uruguay Round Agreement on Trade-Related Intellectual Property Rights*, South Centre, 1997.
- Stewart, P. Terence (ed.), *The GATT Uruguay Round: A Negotiating History*, Kluwer Law and Taxation, 1993.
- UNCTAD, *The TRIPs Agreement and Developing Countries*, United Nations, 1996.
- Watal, Jayashree, "Implementing the TRIPs Agreement — Policy Options Open to India," *Economic and Political Weekly* vol.32 no.39 (27 Sept. 1997), pp.2461-8.
- US Government, Department of State, *Report submitted to the Senate Committees on Foreign Relations and on Finance and to the House Committee on Foreign Affairs and on Ways and Means*, Jan. 1997.
- <<http://sunsite.sut.ac.jp/asia/india/corp/india96.html>>
- World Bank, *India: Five Years of Stabilization and Reform and the Challenges Ahead*, A World Bank Country Study, Wold Bank, 1996.
- WTO, *India — Patent Protection for Pharmaceutical and Agricultural Chemical Products — Report of the Appellate Body*, WT/DS50/AB/R, 19 Dec. 1997.
- , *India — Patent Protection for Pharmaceutical and Agricultural Chemical*

Products — Report of the Panel, WT/DS50/R, 5 Sept. 1997.

—, Council for TRIPs, *Annual Report (1998) of the Council for TRIPs*, IP/C/15, 4 Dec. 1998.

“Brazil — ‘Zeneca’ — Date of Applicability of TRIPs Agreement — Period of Protection — Ninth Federal Court, Rio de Janeiro, July 30, 1997,” *International Review of Industrial Property* vol.29 no.1(1 Jan. 1998), pp.74-83.

Problems with the Domestic Application Mechanism of WTO/TRIPs Agreement in Developing Countries: The Case of India

<Summary>

Akiko Kato

The WTO (World Trade Organization), the successor of GATT (General Agreement on Tariff and Trade), was established by the “Marakesh Agreement establishing WTO” (hereinafter “WTO agreement”) on the 1st of January, 1995. The WTO agreement outlines the rules regarding various areas of international trade, such as goods, services, intellectual property rights (hereinafter “IPRs”), in its Appendixes, and also regulates procedures on dispute settlement and trade policy review. The TRIPs (Agreement on the Trade-Related Aspects of IPRs) is one of such Appendixes.

By the mid 19th century, there have been many multilateral and bilateral treaties, aiming at the protection of IPRs. But the core principle of protection has been that each country has had the power to decide on its rights of IPRs and the extent to which IPRs would be protected by the country’s own legal system. At the same time, the main procedure for dispute settlement among countries was to bring that case to the ICJ (International Court of Justice), but it did not provide enough means because many country members had not accepted the ICJ’s jurisdiction.

On the other hand, the TRIPs sets minimum standards, which are wider and higher level protection than any other treaties ever agreed. Furthermore, the TRIPs and the WTO themselves have powerful means to ensure country members’ enforcement of TRIPs obligations, including effective dispute settlement procedures. By these contents, the TRIPs takes a new step in the protection of IPRs within the framework of international trade rules, and constructs an international framework to protect the

property of individuals. But there are some IPRs' fields which the TRIPs does not regulate or have clear definitions, and the interpretation of the TRIPs must be placed from now on. So, each country could make their own rules for them, taking account of one's social and economic environment.

This article focuses on the effects TRIPs gives on the legal system protecting IPRs of country members, especially in developing countries. First, the article examines the strong domestic application mechanism which both the WTO agreement and the TRIPs have in their contents. Second, the article analyzes how such mechanism affects a country member, taking the case of India, as one of developing countries. Then, finally, I will extract the problems TRIPs now contains.

Generally, developing countries, including India, have exercised poor protection for IPRs, so they are now receiving the effect of the TRIPs more strongly than developed countries. Since its independence, India has constructed a state-oriented mixed economy. Under such circumstances, India has given IPRs the way of its original protection and made them one of the means to transfer technologies, develop its domestic industries and strengthen its ability for self-sufficiency. Other developing countries have taken these Indian policies and their effects as part of a developing model. However, the situation of the Indian economy has gradually worsened in the 70's and 80's. Finally, in July 1991, India received the loan from the IMF/WB, and introduced economic stabilization and liberalization policies, to implement the "conditionality" in contrast to the loan. Under this situation, India joined the WTO/TRIPs, as well as other multilateral treaties concerning IPRs protection, as an original signatory country. India is also making an effort to enforce TRIPs in its domestic legal system. By the enforcement of TRIPs, India has changed its recognition of IPRs, by furthermore, recognizing property rights in general.